

予算常任委員会

平成19年6月19日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

嶋田 善行

木田 守彦

中川 議長

2. 理事者出席者

町 長

小城 利重

副 町 長

芳村 是

教 育 長

栗本 裕美

総 務 部 長

池田 善紀

総 務 課 長

清水 建也

企画財政課長

西巻 昭男

住民生活部長

西本 喜一

福祉課長

西川 肇

都市建設部長

藤本 宗司

建設課長

加藤 保幸

上下水道部長

谷口 裕司

上水道課長

植嶋 滋継

会計管理者

浦口 隆

教委総務課長

野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長

藤原 伸宏

同 係 長

峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後１時２６分）

署名委員 浦野委員、宮崎委員

委員長

それでは定刻よりも少し早いですけれど、皆さんお揃いのようなので始めさせていただきたいと思います。皆さん、こんにちは。全委員出席されておりますので、ただ今より、予算常任委員会を開会いたします。

まず初めに、私この度委員長を勤めさせていただくことになりました木澤です。浦野副委員長とともに運営にあたらせていただきたいと思います。皆さん、どうぞよろしく願いいたします。なお、自己紹介につきましては、各委員の皆さんもご出席いただいております。理事者の皆さんも、先に行われました３常任委員会のほうでそれぞれ紹介はされておまして、私もただ今ご挨拶をさせていただきましたので、自己紹介につきましては割愛をさせていただきたいと思います。

この予算常任委員会には、基本的な態勢として、町長、副町長、教育長、総務部長、住民生活部長、都市建設部長、上下水道部長、そして会計管理者、更に企画財政課長と各部の主管課長として、総務課長、福祉課長、建設課長、上水道課長、教育委員会総務課長というかたちで基本的に委員会につきましては出席をいただいております。また、付託議案等に関わって説明が必要な際には所管の担当課長がご出席いただけるとお聞きしていますので、今後そのようなかたちで進めたいと思いますので、委員の皆さま、理事者各位におかれましては、議案に対する慎重審議とスムーズな運営ができますようご理解とご協力をよろしくお願いします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

ここで、審議に入ります前に、予算常任委員会は今年から初めてスタートする委員会でありまして、この委員会の目的というか審議の方向性について簡単に申し上げておきたいと思います。

予算常任委員会といたしましては、予算の仕組みを深く理解していただくとともに、財政の状況や町の予算全体について専門的に把握していただき、他の常任委員会ではできないような議論や歳入に関わる部分につきましても集中的な審議をしていただきたいと考えています。私も委員長として民主的な委員会運営に心がけてまいりたいと考えていますので皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、１．本会議からの付託議案についてであります。

（１）議案第２２号、斑鳩町一般会計補正予算（第３号）についてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

議案第２２号、平成１９年度斑鳩町一般会計補正予算（第３号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、まず、歳入からご説明を申し上げます。補正予算書の６ページをお開き下さい。はじめに、第１６款財産収入、第２項財産売払収入、第１目不動産売払収入では、本日、資料１として提出させていただいてます資料をご覧ください。斑鳩町龍田南４丁目４４９－６先の法定外公共物の

水路において、面積7.80㎡の売払い申請があり、法定外公共物の処分を実施いたしましたことから、その売払い収入24万4千円の増額補正を行うものであります。なお、売払い単価につきましては、前面道路の固定資産税路線価格をもとに算定し、平米当たりで3万1,200円、坪当たりでは10万3,140円となっております。次に、第17款の寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金では、町制60周年記念事業として、町内の企業様2社より4月25日付けで、それぞれ5万円のご寄附をいただきましたことから、一般寄附金10万円の増額補正を行うものでございます。次に、第4目雑入では、消防団員5名の退職に伴いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金から、その退職報償金の受け入れとしまして262万4千円を追加補正するものであります。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。7ページをご覧ください。はじめに、第2款総務費、第1項総務管理費でございます。第5目財産管理費の第25節積立金では、歳入のところで申し上げました法定外公共物の売払い収入につきまして、財産の売払いに伴う収入にあつては、歳出予算に充当することなく、後年度の財政調整のための資金として用いたいことから、財政調整基金へ積立金24万4千円を増額補正をお願いするものであります。次に、第6目企画費では、町制60周年記念事業として、ご寄附いただきましたことから、10万円を財源ふ振り替えするものであります。次に、第8款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費の第8節報償費では、消防団員5名の退職に伴う退職報償金を支払うため、262万4千円の追加補正をするものであります。

最後に、8ページをお開き下さい。第12款予備費については、今回の予算の補正から生じました財源10万円を、予備費に留保させていただくものでございます。

以上で、平成19年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましてのご説明とさせていただきます。なにとぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたけれども、午前中に総務委員会が行われまして、そのなかから委員さんが議論のなかで資料提出を求めておられましたので、その資料につきましては既に皆さまのお手元にお配りさせていただいているかと思います。それもお覧いただきまして、この２２号に関わりまして質疑、ご意見等をお受けしたいと思います。

嶋田委員 寄附及び消防団員の退職については、特段の意見もございませんし、この普通財産売り払いに関しても特段の意見は持ち合わせていませんが、その単価、売払金額について、多少お聞きしたいと思います。

これは午前中にもちょっとお聞きしまして、用途廃止財産の払下価格算定する基準と、この基準に則って適正な価格を導き出したんやということなんですけれども。まず最初にお聞きしたいのは、先ほどの説明の中に坪単価１０万円ちょっとという説明ありましたが、減額しなければ坪単価いくらになったのか教えていただけますか。

企画財政 ３４万３，８０２円となります。

課長

嶋田委員 そしたら、この面積が７．８㎡ですね。その面積でいくといくらの払下金額になりますか。

企画財政 ８１万１，２００円となります。

課長

嶋田委員 減額しなければ、８１万１，２００円だと。減額したから２４万４，０００円。それが適正価格であるという説明かとは思いますが。そしたら、この減額する理由ですね、ここの払下価格を算定する基準で、減額する理由、ここには書いてあるんですけど。法定外公共物が単独利用困難地であることから需給関係を考慮し、前記により求めた単価に５０％の修正率を加えるものとするということなんですけれど、単独利用されるような法定外公共物というのはどういうものが考えら

れますか。

総務部長 里道並びに水路につきましては、もう考えられないと思います。ですから、法定外公共物については、今言ったようにほとんど単独利用できない土地であると思います。

嶋田委員 この法定外公共物を用途廃止されて払下申請をされる方というのは、その用途廃止される土地に面した所有者でしか入手は困難なわけですか、それともどなたでもできるわけですか。

総務部長 まず、このどなたでもということにはいかないと思います。まず、近辺の隣接地、またその土地を活用される方に限られると思います。仮に第三者がこの土地につきまして用途廃止して、仮に売ったとしたら非常に利用形態等でも揉める恐れになりますので、それについては当然考えられないということで、当然考えております。

嶋田委員 そしたら、その法定外公共物を用途廃止されて、払い下げを受けようとする方はその法定外公共物に隣接した土地の所有者がほとんどであると考えられるわけですね。そしたら、その土地の所有者というのは、その法定外公共物を自分の物にした場合に、何らかのメリット、益があると。そのために自分の所有物にしようとするであろうと思われる。そしたら、基本的に減額する必要はないんじゃないかと。それとですね、法定外公共物としての機能を失っている場合というところで、払い下げを受けようとする土地が長年の間宅地として一体的利用され、法定外公共物としての機能をまさに有していない場合など、下記条件のすべてに該当する場合は、借地権があったものと見做し、上記1の固定資産税評価額により求めた単価から4割を減額できるものとする。5割減額してまだその上に4割減額するということだと思うんですけど。基本的に法定外公共物及び無番地については時効取得という概念は無いと。私の今まで取り扱ってきた事例のなかでは無い

と。そやから、悪意でもってこの水路を20年間自分の土地として使った。そしたら、20年後時効取得と、この土地は私の物になりますと。一度、裁判に訴えられた方がいらっしやったと思いますが、それは違いますと。法定外公共物については、時効取得の項目にはあたらないという判例が出てたと思います。そやけれど、このここに借地権があったものと見做し、これはどういうことなんですか。

総務部長 これはどういう根拠かといわれましても、当然、その方が長年その土地について一体的利用されておると。近隣からも何もなかったということで、それを考慮して、そのことを借地権という言葉で表現をいたしております。

嶋田委員 時効取得は成立しないんですわ。だから、借地権も発生しないんですわ。せやから、借地権と書いてわざわざ4割減額すること自体間違いだと、私は思っております。とにかく、法定外公共物を自分の物にしようとする場合は、とにかく、益があるためにされるんやと。わざわざお金を出して、今まで占有してるもの、または占用しようとする場合にお金を出したということは、自分の土地になり資産に利益があると考えてされるんですね。そしたら、今回の場合でも、これは国道に面した土地は小さな土地ですね、面積はわかりませんが。それを奥にも土地があると。それを遮断するように水路が走ってると。そしたら、この南側、奥の土地に関しては道に接していないから資産としては落ちるわけですね。ただし、この水路を購入することによって、この一連の土地自体が、全部道に接した土地になってくる。価値が上がるわけですね。おそらくそのために購入しようと、自分の所有権に属しようとされたと思いますし、今まで占有されておられたと。それはなにも法的に守られる占有やなしに、不法占有ですね。それを認めるようなかたちで減額するということがおかしいと。私自身はそうのように思います。そやから、この用途廃止財産の払下価格を算定する基準というのをいつできたのか、委員会にも報告ございませんでし

たのでわからないんですけれど。この基準自体が不当なものだと思います。そこらあたりはどう考えておられますか。

総務部長 まず、先ほど言われました時効取得につきましては、非常に学会においてもいろいろ議論されておるということで認識をいたしております。一つについては絶対時効取得はありえないという学説もあるし、もう一点につきましては黙示的効用廃止説ということで時効取得を肯定する意見もございます。それにつきましては、最高裁の見解もあるようにうかがっております。それについて、両方の学説があるようには、こちらでも理解をいたしておます。それにつきましてもいろいろまだ研究して取り組んでいかなければならないと思いますんで。それとあと、里道、水路の用途廃止につきましては、嶋田議員もご存知のように、仮にずっと以前に里道水路の地元の方での付け替えもございまして、いろんなパターンが出てくると思います。そのいろんなパターンに対応できる基準にやっていかないと、やはり今こういう時代ですし、情報公開にも耐える基準の作成に、よりよい基準にも変えていく必要があるかとも考えております。

嶋田委員 法曹界で今、二つの考え方に別れているというふうなご答弁だったと思いますけれども。そしたら、法定外公共物を時効取得として、取得された事例はあるのですか。

総務部長 今一つあるのは、最高裁でそういう見解が出てきたということで、書物に載っておったということで。どういう例やと言うたら、今その例示、判例は持ち合わせておりませんけれども、そういう例があったということでここでは申し上げたいと思います。

嶋田委員 まずそれは、この近傍類似に取引価格がない場合のことであって、5割減額の4割減額と、都合3割、時価の3割の金額で売払うと。それ自体僕自身はおかしいと。先ほど述べた理由でおかしいと思ってま

す。また、第1番目に近傍類似の取引価格、まずそれを本来なら調査すべきですが、午前中の総務委員会の報告のなかでは、そういうふうなことは知っていませんというようなお話でしたけれども。2年ほど前でしたか、近くには町が道路拡幅として国道に面した土地を地主さんのご協力で取得された事例もありますし。また、追手の点滅信号のそこには、今現在売りに出されている土地もあります。そこら辺も考え併せてそれらのまず調査をすべきであったと、このように思いますけれども、先ほどのご答弁のなかでこの算定基準自身を見直してもいいんじゃないかというふうなご答弁でしたが、それについては、間違いないですか。

総務部長 先ほど申し上げましたように、やはり住民にわかりやすい、説明のつけやすい算定基準にやっていくと。それと、里道水路の用途廃止につきましては、先ほども申し上げましたようにいろんなパターンが出てきます。そのパターンについて、いろいろその都度その都度、判定をしていかなければならないと思っておりますので、それに対応できる基準づくりはやはり必要だと考えております。

嶋田委員 午前中も言いましたように、地元の農家組合から新しい道がついてこの里道はいらなくなったんやと。お宅が農地として使うように買ってもらえませんかというふうな事例も聞いておりますし、水路に関してもここをご協力いただいてんやから、新たに付け替える水路をご協力いただいてんやから、この水路については、もうお宅らで使ってくれと、そういうふうな事例も聞いております。そういう場合については、先ほど言われたように、この2ですか、これに該当するものと考えてもいいんじゃないかと思っておりますけれども、その場合には、やはり地元の農家組合なり土地改良区、また自治会なりが証明またそういうふうな書類等が残っていて初めて考えられることであって、何も無いのにそういうことであろうという推測でもって減額するということ自身は、町民の財産をいたずらに失っていくことになろうかと思えます。

現在でもこの場合でも 8 1 万円が 2 4 万円と。これは坪数自身が小さいからそんなけの差額で済んだけれど、これが 1 0 坪、2 0 坪になってくると大きい金額になってくるということですね。とにかく、先ほどの事例、地元から頼まれたとか、公共事業に協力してもう使われなくなったものを自分のものにしたとかいうこと以外は、基本的には、自分に益のある、メリットのある、資産が増えるということで購入されているんだと思いますのでね、何も減額する必要はないと。先ほど、考えていく必要があるのではないかなと言われますけれども、これが次また、公共物用途廃止されて、払下申請が出た場合に、またこの基準でいかれるわけですか。

総務部長 もう算定基準は、なるべく早くやっていきたいと考えています。といいますのは、法定外公共物の払い下げというのは、やはり最近是多々出てこようかと思しますので、それに耐えられるように進めたい、基準を変えるように進めていきたいと思っています。

嶋田委員 そしたら今、公共物の用途廃止等の申請は出ていますか。

建設課長 今おっしゃっていただいている件以降に 1 件用途廃止の申請が出ております。

嶋田委員 そしたらその場合には、この基準でいくわけなんですか。

総務部長 その場合、事例につきまして細かい説明がつきましたら当然この基準でいきますけれど、なんしか次の基準を早くやってきて、どちらの基準にするというよりもより整合性のとれるもので、それについては考えていきたいと考えております。

嶋田委員 わかりました。もうこれは既に売り払っておられますので、今更追加代金取りに行けとも言われないことですし、また、売り払うことに

ついて意見がある、また他のことについて意見があるということではないので、とにかく早急にこの算定基準を見直していただきまして、次回、同じような質問が出ないようにしていただきたいと思います。以上です。

浦野委員　今の項目ですけれども、ちょっと確認なんですけれども。測量代と登記代はどちらが負担されたのですか。それと、測量図を見ているのですけれども、所在図では、この7㎡は6 1 0となっているのですけれども、ちっちゃく土地所在図となっているところでは6 1 0と地番ふってあるんですけれども、測量図では6 1 2と、0が2に訂正されたような感じで地番がふられてて、この一番上の地番というところには6 1 0の0を2に訂正されたような感じになってるんですけれども。この2点について確認しておきます。

総務部長　まず、測量代等につきまして、これにかかわる経費につきましては、申請者の負担となってまいります。地番図につきましては、4 4 9の6番地の先でやっておりますんで、新しい番地ですね。ちょっとこの地番について。

委員長　暫時休憩いたします。

(午後1時55分 休憩)

(午後2時01分 再開)

委員長　再開いたします。 池田総務部長。

総務部長　地番については6 1 2番地になっております。ですから、この分筆図面の上を書いております、地籍測量図の地番6 1 2が正しいということで、それ修正するときに、土地の所在図がございます。それについて6 1 0のまま修正されないでおかれたということで、この地番に

については6 1 2ということでお願いします。

浦野委員 これ国道がつけられたときに、水路が多分北側の、いわゆる国道向
いの方から。私、実は国道向いの六斎寺のお寺の左というか西側の更
地ありますけれど、その土地の事情もちょっと知ってましてね、北側
の土地は南、国道へ向けて水路があったんですよ。国道ついたために
これ水路が分断されたと思うんですけど。要するにこの今売却されて
これ水路廃止になりますと、その水路の先の方が、ここ水路廃止しま
すと水が流れてこないとかいう事情が発生すると思うんですけど。そ
の点、問題はないんですか。

総務部長 まず、この水路につきましては、相当以前に遡るのですが、前の
所有者が今いっておられるように、前の所有者が田で耕作されておら
れました。その田で耕作しておられたときについては、水路があった
と。細長い田で、もう1本真中に水路があったと言っておられます。
そうしたなかで、昭和40年ごろと言われておりますけれど、そのと
きに国道拡幅の話がございました。あそこ国道広くなっております。
その国道拡幅の話があったときに、細長い田ですから、その国道取ら
れたら他の面積が減るということで、もうその水路をなくして田に耕
作したらいいんじゃないかという話があったらしいです。こうするなか
でそういう話になって、その時点でこの水路自体がなくなっておるら
しいです。確かに言われているように国道渡って東の方に水路があり
ました。その国道拡幅時にその水路はもうなくなって、次から水路は
無くして田として耕作してたということらしいです。ですから、この
水路自体はまったく影響はないと、その時点でもう影響はないとい
うことでなっておったらしいです。

浦野委員 はい、わかりました。

先ほどの嶋田委員のおっしゃったこと、まったく私も同感でござい
まして、この算定する基準という書面いただいておりますけれど、いわゆ

る時効取得とか、賃借権があったものとみなすというのは、ほんとにばかな話だと思います。だから、5掛けの6掛けという話されましたけれども、いろんな物事には考え方があると思うのですけれど。何か当てはめたような説明の仕方のように捉えられてしょうがないんです。嶋田委員おっしゃったように、やはり公有財産安く売りますと、町民の損に繋がりますので、今後こういう用途廃止、売却ということになれば、公平な算定基準でお願いしたいなど。ただ、水路里道、形は細長く短冊状ですので、それ単独では利用価値がない、いわゆる不動産価値的には、非常に減額の要素が強いですが、こと使われる、いわゆる売却を受ける側にしましたら利用価値が一般の土地よりもあると。逆な立場でいえば、そういうことになってきますので、いわゆる鑑定評価というものが非常に難しいとは思いますが、やはり万人に共通するような、万人に理解を得られるような算定基準で今後やっていただきたいなと思います。この算定基準の文面に関しましては、本当にその借地権があったものとみなすというのは理解できませんということだけ意見申し上げます。以上です。

委員長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって、質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

(午後2時06分 休憩)

(午後2時06分 再開)

委員長

再開いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第 22 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. その他について、委員の方から質疑、意見等があればお受けいたします。

嶋田委員 この予算委員会について、その他というのはどこまでの範囲がその他になるのかということをちょっと疑問に思いましたので。これは、本来ならこの予算委員会に関してはその他というのはなかってもいいんじゃないかと。私自身はそう思うのですけれど。

他、委員の皆さんはどういう考えでいらっしゃいますかね。

委員長 ただ今、嶋田委員のほうからご意見いただきましたけれども、他の委員さんのご意見をお聞きしたいということですからけれども。他の委員さんのご意見お持ちのようでしたら伺いしたいと思います。ございませんか。

私のほうから。開始の際にも委員会の基本的な方向性についてを話はさせていただきましたけれども、予算常任委員会をつくるにあたりまして、当初、最初に言わせていただいた目的で審議をしていく。そのなかで、付託案件のみではなく、当初予算で問題になっていた部分と予算的な立場から、他の常任委員会との違いをもってですね、予算の徹底的な審議をしていければなということで私は考えております。委員会も最初ですんで、委員の皆さんからどのような意見が出るのかについてもまだわからないところもありまして、皆さんから意見をいただくなかで、運営についてそれぞれ、その都度ですね、諮っていきたいというふうに考えています。

嶋田委員 これはね、他の 3 常任委員会とは違う難しいところで、例えば予算委

員会、3月の予算のところでいろいろ議論した、それについて一定の結論は出しますわね。その一定の結論は出たと。そしたら、それから後の定例会、またこの予算常任委員会でね、それをまた蒸し返してやるのかというかたちも考えられてますんでね、そこら辺ちょっと難しいところ違うのかなと思うのですけれど。他の委員さん、どんな考え持ってるのかなという気がしましたんでね。

委員長

他の委員の皆さんもご意見があるようでしたら。

今、嶋田委員の方からご意見いただけてますけれど、確かに当初予算のときに議論があった問題について蒸し返すといえますか、他の委員会の所管事項がありますし、予算委員会は予算の立場から議論をしていくということで、その線を引くというのは難しいと思うのです。ただ、問題によっては、そういうかたちにもなりうるかなというふうにも考えておりまして。そこはどう線を引くんやというところは、難しいんですけど、そうですね、私としては広くご意見、質疑はお受けしていきたいなと思ってます。あまりにも行き過ぎるようでしたら、そこは線を引かないかなのかなと思ってますので。運営をしていくなかで、今のところ、その他につきましては、設けさせていただいて、委員さんからご意見等をお受けしたいなというふうに考えています。

嶋田委員

確かに委員長おっしゃるように線引きが難しいということで。先ほどの質問でもこれは払い下げに関することやけれど、用途廃止はどうやってんとか、そういうふうなことにもなってきますんで、理事者それぞれ出席していただけてますんで。例えばこれが付託案件について、それだけ、その所管に関わる理事者側の出席であれば、それはおのずとその他についての質問も限られてこようかと思います。ただし、理事者側もほとんど出ていただけてますんで、そこら辺広くいろいろ質問できることはできると思いますけどね。これからはちょっと考えていったほうが良いかもわかりませんね。その他は、今は置いといて。

木田委員 今年度の予算は、一応３月の予算委員会ですね、その予算については満場一致やったかどうか知らんけれど、決まってるわけです。それ以外に出てきたことについては、その他でなにしても良いけれど。本年度の予算については、来年度の予算からは、この予算委員会で徹底的に審議してもらうのはいいけれど。一応今年度の予算については、３月の予算委員会でね、結論を汲み入れてもらってですね、その残について、不審な点あったらそれは個人の意見やから、それは出てくるかもわかりませんが。あまりそれを蒸し返していったら、なんぼでも先、先と戻っていくんではないのかなと。だから、一般質問なんかにおいても、いろんななにが昔のこととかどんどん出てきますやろ。満場一致で決まったことでも出てきて、そんなんずっとやってたら切りがないと思います。だから、ある程度今年度の予算については、一応この３月の予算委員会で決まったということを念頭においてですよ、それに対して個人的な意見があったら言ってもらったらいいいけれども、それ以外はあまり中に立ち入っていくというのはやはり前任者に対して失礼やないのかなと、私はそういうふうに思います。

委員長 他の委員さん、ご意見ありませんか。

ないですか。これまで３つの常任委員会があって、そのなかでもその他の事項のところですね、当初予算で議論されてたけれども必ずそれに関わってではないですけども、やはり質問されるなかではそれと同じような内容になったりとか、重複する部分というのもあったかと思うのです。先ほどからも申しておりますように、その線を引くということも難しいですけども、やはり問題提起をされるなかでどうしても当初から問題になっている問題ということも出てくるかと思います。木田委員さんもその辺はご理解いただいていると思うのですけれども。

木田委員 委員長がそう思っているんやったらなんやけどね。私は前任というのかね、全議員が３月の議会のおきにね、予算委員会で決められたこ

とやからね。それを今出てきているわけです、今年度はね。それについては、尊重すべきことは尊重すべきで、それで個人の意見としてあるんだったらその他でも言ってもらったらええんちゃうかな。今年度は、こうしてその他おいとかれても、来年度から新しい予算委員会で予算を審議するんやったら、もう必要なかったらそれはそれでええと思うけれども。今年度はこのままおいといたらええんちゃいますか。

委員長

では、この議論につきましては、今ご意見いただきましたように、まあやってみたいというふうに考えておりますので、今年度につきまして、その他の項目を設けて運営させていただきまして、また1年経った時点で次どうするか意見をいただいて運営をしていく方向にしていきたいと思っておりますけれど、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

そしたら、その他につきまして委員の皆さんから質疑、ご意見等ございましたらお受けしたいと思います。

ございませんか。

そうしたらすいません。私のほうから1点。今、委員さんからご意見をいただくなかで蒸し返すというわけではないですけど、当初予算のとき問題となっていた件、指摘があった件で、私、一般質問させていただいて、埋物整理補助員の関係につきまして、理事者のほうでもきちんと整理をしていただいていると思いますので、その点につきましてこの委員会その他のところで確認をさせていただきたいと思います。 池田総務部長。

総務部長

一般質問のなかでも出ておりましたけれども、予算委員会後、整理いたしました取扱要綱につきまして、1日当たり5,300円という具合に要綱はなっております。予算委員会の審議を踏まえて要綱は改正されておると。1日5,300円、遺物整理補助員につきまして。

以上です。

委員長 募集のほうも 8 時間で。

総務部長 そうです。

委員長 皆さん、よろしいでしょうか。ございませんか。
そうしたら申し訳ないんですけどもう 1 点だけ。
今、コミュニティバスとか町の広報等で広告料収入ということで、財源を確保するためにそういった取組みを行っていくという方針については以前に示させていただいていますが、その状況について今どうなっているのかお尋ねをしておきたいと思います。

企画財政課長 有料広告の収入の状況についてでございますけれど、現在までに町広報紙、コミュニティバスにかかる有料広告掲載取扱基準を策定し、募集いたしました結果、町広報紙で 2 社からの応募があり、本年 6 月広報から 4 ヶ月間を期限とする有料広告をお知らせのページの下段と裏表紙下段のスペースに掲載しているところでございます。またねコミュニティバスにつきましても 1 社からの応募がございまして、車内側面窓上部のスペースに 7 月から 3 ヶ月間を期限とする有料広告を掲載する予定でございます。以上です。

委員長 今、財源を求めていくということで、町も財政難の折ですので、今後につきましても広く募集をし、町の財政の助けになるようご努力いただきたいというふうをお願いしておきたいと思います。

それでは、ほかはないようでしたら、これをもちましてその他につきましても一応お受けすることも終わりたいと思います。

そしたら、私のほうから継続審査についてお諮りしたいと思います。予算常任委員会は、予算に関する事務について所管しているわけですが、これらについて閉会中においても継続審査をしていきたいと思っ

ております。各常任委員会ではこれまで、定例会前に、定例会に提案予定の議案について、事前にお聞かせ願って、報告というかたちではありますが、委員からいろいろ質疑、ご意見をうかがっておりました。予算常任委員会においても、同様に定例会に提案予定の補正予算について、事前にお聞かせいただき、質疑、ご意見をいただきたいと思いますと思っています。

そのために、継続審査の手続きをとっておきたいと思うわけですが、案件としましては、「予算補正を必要とする事務事業について」としたいと考えています。今後、進めていくなかで、具体的にになにか案件がありましたら、また、ご協議いただくこととして、とりあえずそのようなかたちにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、そのようなかたちで進めていきたいと思います。取り扱いについては、議長のほうでよろしく願いいたします。

他に、理事者側からなにかございますか。

(な し)

委員長 その他についてもこれをもって終わります。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

(町長挨拶)

委員長

これをもって予算常任委員会を閉会いたします。

(午後 2 時 2 1 分 閉会)